

第4回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会 議事概要

H 2 0 . 1 . 1 6

13:00 ~ 14:40

於：201委員会室

出席者

検討会委員：日沖正信座長、前野和美副座長、藤田宜三委員、中村勝委員、舟橋裕幸委員、小林正人委員、中川正美委員、真弓俊郎委員、奥野英介委員、今井智広委員

(欠席：末松則子委員)

事務局：大森政策法務監、早川主事、水谷主事

日沖座長 食の安全・安心の確保に関する条例検討会、第4回検討会を開会いたします。前回の検討会におきまして、私ども正副座長に対して検討の叩き台となるものを作成することについて一任されましたので、本日は、用意いたしました条例骨子案(資料2)についてご説明を申し上げます。

なお、最初に申し上げておきますが、骨子案でございますので不備も色々あると思いますし、本日、説明を聴いていただき、この場で最終的な意向を確認することは無理であり、また、困難であります。このため、先に、ご案内のとおり、次回、1月25日の検討会では、執行部から意見聴取を行うこととしており、前半でそれを済ませ、後半で委員各位の骨子案に対する最終のご意見を頂戴したいと考えております。従いまして、今回と次回は同じ骨子案に基づき議論をいただくこととし、今回と次回でのご意見を踏まえまして、必要な修正を施して内容を充実させるとともに精度を高め、次々回の1月30日に開催を予定しております第6回検討会で条例素案をお諮りし、ご決定いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料1の三重県食の安全・安心の確保に関する条例骨子案についてご説明を申し上げます。まず、お手元の資料1をご覧ください。

「1 基本的な考え方」は、検討案を作成するに当たり整理したものでございます。ここに掲げました四つのことを基本に置き、骨子案を作成いたしております。

一番目でございますが、食の安全・安心の確保は、県だけ、事業者だけ、消費者である県民だけで成しえるものではありません。このため、食の安全・安心の確保に関して、誰でもが共有すべき、また、共有できる大原則的なものが必要であると考え、それを基本理念として整理するものであります。

二番目は、県、事業者、県民の三者が果たすべき責務、役割を明確にせねばならないということでございます。

そして、三者の責務、役割を整理した上で、県が具体的にどのように責務を果たすのかということ三番目に持って来ております。即ち、食の安全・安心の確保は、基本方針を定め、これに基づいて総合的に施策を展開しなければならない

ということでございます。

四番目は、前回の検討会においてご決定をいただきましたことでございます。ご案内のとおり、食品の安全・安心に係る法令は多数存在しておりますが、完全に隙間が無いというものではございません。そのために、既存の法令に規定の無い事項であって、県において対処が可能な事項については、これを行うというものであります。

以上の基本的な考え方に基づき作成いたしました骨子案は、ここに記しておりますように、第1章総則から第6章雑則までからなるものでございます。

第1章総則では、食の安全・安心の確保に関する基本理念や県及び事業者の責務と県民の役割などを規定しております。

第2章では、知事は食の安全・安心の確保に関して基本方針を定めなければならないことを規定いたしております。

第3章基本的施策では、県が実施する基本的な施策を並べておりますが、これらは、前回、執行部から説明を受けた現在の「三重県食の安全・安心確保基本方針」等を踏まえたものとなっております。

第4章安全・安心の確保に関する措置におきましては、一定の要件の下、農林水産物の出荷の禁止、食品の自主回収についての報告義務と知事に立入調査等の権限を付与することなどを規定しております。

第5章は、第2章に規定した基本方針の審議等を行うための知事の附属機関となる検討会議の設置について規定しております。

第6章は、雑則として、条例の施行に必要なことに関して規則を定めることを規定しております。

骨子案の構成は、以上のとおりとなっております。骨子案の詳細につきまして、後ほど事務局に説明させることとし、私からは、骨子案の第4章安全・安心の確保に関する措置の概要とこれに至る考え方につきましてご説明を申し上げます。

資料3 農林水産物の出荷・販売の禁止についてご覧いただくようお願いいたします。農林水産物について、一定の要件の下、これを生産又は採取した者に対して、その出荷・販売を禁止することを条例において規定している他府県の先例があることにつきましては、第2回の検討会において紹介させていただいたところでありますが、前回の検討会では、これらの規定について、今回、作成する条例案にも何らかのものを盛り込むべきとのご決定をいただきました。

このため、まず、これら先例の考え方なり、条例より上位に位置する関係法律の考え方などをご説明し、それらを踏まえ、本日、私どもが骨子案に規定した理由をご説明いたします。

ここに書いておりますように、他府県の先例における出荷・販売の禁止については、次の二つに区分されます。

一番目は、農薬取締法・薬事法による無登録農薬・使用禁止医薬品を使用した場合、また、農薬・動物用医薬品を法で定められた使用基準に違反して使用した場合に出荷等を禁止する。

二番目は、食品衛生法をベースに置き、同法で定める基準・規格に合わない場

合、また、農薬・動物用医薬品の成分物質が規定量を超え残留する場合には、規制をする、というものであります。

こうした、法による規制と条例による規制との関係でございますが、農薬取締法や薬事法では、無登録農薬・使用禁止医薬品を使用した者又は農薬や動物用医薬品を基準に違反して使用した者に対しては、罰則を規定しておりますが、使用されて生産された農林水産物をどうするかについては規定がございません。

このため、法が規制をしていない農林水産物について、出荷・販売を禁止するには、条例で規定せざるをえないということで条例で規定している府県が、新潟、京都など6府県あります。

また、食品衛生法では、農林水産物が基準・規格に合わない場合又は基準を超える残留がある場合には、製造・加工・調理・販売などを禁止するとともに罰則を規定しているが、出荷を止める規定はないことから、法が規制しない出荷について、その禁止を条例において規定している県がございます。

そこで、私どもが骨子案を提案させていただくに当たり、考えましたのは、まず、無登録農薬等の使用及び農薬・動物用医薬品の使用基準違反につきましては、使用又は基準違反使用をもって、出荷・販売を禁止することが食の安全安心の確保に寄与するものであるのかについて、慎重な判断が必要であると考えました。

食品の安全に関して最も上位にある食品安全基本法では、食品の安全性の確保に必要な措置は科学的知見に基づいて講じられることと、第5条に規定しており、これを受ける形で、食品衛生法においては、残留量を安全性の判断基準の一つとしておるところでございます。

関係する法律がこのように規定していることを、条例において、無登録農薬などを使用したことをもって、そうした薬品が使用された農林水産物の出荷・販売を、農薬等の残留が法律の許容範囲内であっても禁ずることは妥当であるのか。例えば、仮に、何故、禁止するのか、根拠を示せと問われた場合に、しっかりした科学的根拠を示すことは、困難であろうと考えるものでございます。また、登録が無い農薬は有害農薬か、ということ必ずしも、そう言い切ることは出来ない訳でございます。

次に、食品衛生法と農林水産物の出荷の関係についてであります。食品衛生法では、農薬等の成分物質について基準を超える残留がある場合、同法の規定では、販売又は販売するための加工、使用、調理、保存等については禁止されておりますが、出荷については禁止されておられません。出荷について規定が無いということは、法には、隙間があると考えることが可能かと思えます。

また、同法に基づく検査結果が確定するまでには一定期間が必要とされており、速やかな対応が困難となっていると考えるものであります。

安全面からとともに、安心という観点から考えますと、安全性が確認されていない農林水産物の流通を停止させるということは、消費者の県産農林水産物への信頼性の醸成に寄与するものではないかと考えられます。そういったしますと、結果的には、県産農林水産物の供給拡大、地産地消の促進につながる効果も期待できるのではないかとともに考えるものでございます。

今、申し上げました考えによりまして、本日の骨子案には、「1 食品衛生法

の規定により販売等が禁止された農林水産物の出荷を禁止する。」「2 同法の規定により販売等が禁止された農林水産物に該当する疑いのあるものについて、その安全性が確認されるまでの間、出荷又は販売を禁止する。」という主旨の規定を置いております。

また、これを担保するための規定として、「1 知事は、事業者に対して立入調査等を行うことができる。」「2 知事は、事業者が立入調査を拒否等した場合には、その旨を公表することができる。」「3 知事は、事業者に対して、必要な措置を勧告することができる。」という主旨の規定も置いております。

続きまして、資料5をご覧ください。自主回収の報告制度についてであります。

食品衛生法など法令の規定により、事業者が販売等を行った食品などを回収することがございますが、今回、骨子案に規定いたしました自主回収報告は、法令の規定に基づき行う回収以外に事業者が自主的に回収を行う場合で、一定要件に該当するときには、知事に対しての報告を義務付けるものでございます。

なお、この制度は、報告を義務付けるものであり、自主回収そのものを義務付けるものではありませんのでご承知おき願います。

どのような場合に自主回収の報告が必要かと申しますと「五 報告が義務付けられる回収事由」にありますように、食品衛生法に違反する又は違反する疑いがある食品等、それ以外につきましては詳細を規則で定める必要がございますが、それに該当する食品等を自主回収する場合でございます。

食品関連事業者は、常に、自分が製造する食品等の品質、製造工程などにつきましては、自主的な検査、点検を行うことが求められているものでありまして、食品衛生法などの規定に基づき監督官庁が行う検査等により、違反又は違反の疑いが明らかになる以前に、そうしたことは把握が可能となっており、命じられる前に、自主的に回収が行われており、かつ、積極的にこれを進んで公表する状況にあるものと考えておりますが、本県における食の安全・安心の確保のために、「三 対象となる事業者」にあるように、県内事業者に対して、「四 報告対象となる食品等」に掲げた食品等の自主回収を知事へ報告することを義務付けるものであります。

そして、報告を受けた知事の対応といたしましては、食の安全・安心の確保には、積極的な情報の公開・提供が不可欠なことから、公表すること、また、必要な場合においては、所要の指導を行うことができるように規定いたしております。

私の説明は、以上でございますが、引き続き、骨子案全体につきまして、事務局に説明をいたさせます。

説明

資料に基づき、骨子案について事務局大森政策法務監より説明

日沖座長 それでは、今から質疑や協議を得たいと思います。示させていただいた骨子案ですが、条例ということで大変神経も使いますし、勿論、規制条項については上位法との関わりもあることですから、事務局のアドバイスも受けながら骨

子案を示させていただきました。骨子案についても全体的にわたっておりますので、これから検討会の中で委員とともに理解を深めながら凝縮させていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。骨子案について、まず叩き台についての質疑をお願いします。

今井委員 上位法との関わりというのもまだ分かっていませんが、の基本的施策の「危害情報の申出」ですが、これは通報ということでもいいのかどうかという理解と、通報又は会社の中での内部の人間からの通報ということに対しての保護まで踏み込めるものかどうかということで、その危害情報の申出について、もう少し県民の方が通報しやすいような文言を入れることができるのか。

あと、の「自主回収の報告」ですが、(3)の食品関連事業者が次のいずれかに該当する場合には(1)の規定は適用しないというところで、「県の区域内に流通していないことが明らかな場合、県民に販売されていないことが明らかな場合」ということで、他県の条例を見ますと、確かに東京や他でもそうなっていますが、先程のご説明であれば、県民に被害が出なければ、県外であればよいのかどうかということ、三重県の食の安全・安心の確保に関する条例ということで、三重県で生産された物が他県で販売されている場合のみであれば県民に被害が無いので報告しなくて良いのかということについて教えていただきたい。私自身は報告が必要ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

事務局(大森政策法務監) 最初の危害情報につきましては、一般的にこれまでも各保健所等で相談窓口のような形で、対応してきたと聞いております。赤福の端緒も、最初にそういうことがあって調査が行われたと聞いておりますので、規定に基づかずに事実上行われてきたことを、今回、条例を制定しましたので、その中に書いたということです。先生が仰った情報の保護については、当然、従前もそういう整理がされているでありましょうし、その中で不利益になるような形はなされないであろうと考えて、現在行われていることが大体この趣旨にあるということを書いてあります。内部通報については次元が異なって、企業なり、事業者内部の話になろうと思いますので、条例でそこまで関与を書く形は、狭い意味での内部通報制度に限りますと困難かなという気がいたしております。

自主回収についての適用除外をどうするかですが、一応の整理としては、あくまでも県の行政権の及ぶ範囲は領域が三重県の区域でして、他県におるといような場合には、行政相互間の情報交換は必要だと思いますが、仮に、そういった報告を受けて、除外を除外するという形で、全てやるということになりますと、別途条例の中で新たな規定を設けて、県外に及ぶ場合について、県はどのような対応をするのか、例えば、他の都道府県へ通報するなどの所要の規定がいるという気がいたします。この形だけですと、仮に、他県にいつているものを県内で公表したところで、該当する他県には三重県が周知する手段が一切無いわけですので、当該関係のある所との連携関係が構築されていないと実効性を有しない可能性があると考えて、現時点で他の県と横並びという形で整理させていただいています。

今井委員 前半の通報に関してですが、食の安全・安心に一番敏感な方は、食品を購入される方、実際現場で作ってみえる方だと思いますので、そういう人たちが通報しやすい状況をつくらないといけないと思います。確かに今まで保健所でそういう通報を受けておったことがあろうかと思いますが、当然企業内部のことは企業でやってもらわないといけません、県としていかに食の安全・安心を確保するかということに対して真剣になって、今度議員提案で条例を制定するわけですが、通報者の申出や一番生の声を届けてもらいやすいためには企業内部のことであろうが、外部の一般の方であろうが、通報者の保護をきちんとしないといけないと思います。

二つ目の自主回収ですが、先程、赤福の話が出ましたので、赤福がもし県外だけで販売されていたら、自主回収の報告がいないという形になるのかなと思います。確かに東京や大阪も都内、府内と書いていますが、やはり三重県として、今までの横並びではなくて、もう一步踏み込んで、三重県の食、三重県で生産された物が、県民だけではなく、県外に出た場合も、しっかり報告がなければ、よそから三重県は知るとい形になると思いますので、自主回収した場合の報告は、県にしてもらうことは必要じゃないかと思います。それが、三重県の食が全国の中で安全・安心ということを知らしめていくことにつながる。他府県が自分の所の中だけでとしているのは軽い気持ちではないと思いますが、自主回収というのは相当のもので、県内に売られていなくて県外に売られているものについても、報告があつてしかるべきだと思いますので、一度また検討いただきたいと思います。

日沖座長 通報者の不利益にならないようにという意味での保護については、法律で守られている部分はあるのですか。

事務局（大森政策法務監） 詳細は分かりませんが、多分、運用上は、その通報をいただいた方から名宛のところへ照会をする場合に、どこの誰々ということは、普通、行政上明らかにしていないのではないかと思います。勿論、明らかにしていいという承諾があれば別ですが、行政として知りえた情報として所要の調査等が開始されるのではないかと思います。執行部に照会しても、明かさずにやるといお答えがある気がいたします。

日沖座長 通報者に対して、通報された事業所がそれを基に当事者に不利益をもたらしてはいけないとか、どこか法律にそういった規定というのは。

事務局（大森政策法務監） 公益通報者保護法という法律がございますので、申し訳ありませんが次回までに調べます。

日沖座長 今、回答いただいた自主回収の県外の分については、条例にその趣旨を織り込むならば別途の規定で整理する必要があると回答いただいたのですか。

事務局（大森政策法務監） 仮の場合ですが、三重県で生産をしているが県内に流通していない、他県のみということになれば、三重県でもって報告を受けて、今の骨子案ではその旨を公表するという形になっています。当然三重県で公表するので、三重県内の媒体で公表されるという形でして、少なくとも三重県から問題となっている他の都道府県に出向いて伝達する手段はちょっと難しいという気がいたします。そういったことが生じた場合は、関係の都道府県と協力して行う旨とかの所要の規定を整理しておかないと実効性が確保できないのではないかとこの恐れがあることを答えさせていただきました。

日沖座長 方法によって織り込めないこともないということで、これもまた、踏まえながらいきましょう。

舟橋委員 目的のところの、「この条例は、食品の安全性及び信頼性」というふうにパラレルで書いてあるのですが、「もって県民の健康保護に寄与する」ことを目的とすると、安全性・信頼性からスタートするのですが、最後は県民の健康ということで安全性のみにウエートが置かれている表現になっていると感じまして、ずっと見ていくと、やはりそれが起点に置かれている。信頼性は、今回の発端であります偽装表示になるわけですよ。その偽装表示が読み取れるのは 一 7 の適正表示の推進、ここぐらいしか読み取れないなと感じています。

裏面でいくと、 - 1 ですけども、食品衛生法第 11 条第 2 項又は第 3 項と書いてあるのですが、他の県では第 1 項と第 3 項を起こしているところがある。ここを第 2 項と第 3 項で拾ったのは、どの辺に意図があるのかなと思います。もう一つは、議員提案条例で知事の附属機関を置くことが可能なのかどうかを聞きたい。

事務局（大森政策法務監） 食品衛生法第 11 条第 1 項は、厚生労働大臣は、食品もしくは添加物の成分について規格を定めることができるという規定です。第 2 項は、規格が定められたときは、それに合わない方法により、販売してはならないということですので、第 1 項に合わないということは第 2 項に違反するという考え方ですので、先例は第 1 項に合わないときと第 3 項という書き方ですが、今回第 2 項、第 3 項違反と書いた方が分かりやすいということでそういう書きぶりにさせていただいたということがございます。結果的には第 1 項に合わないということは第 2 項に触れるということですので、一番最新の条例で大阪府がつくっている食の条例ではない農業振興条例の書き方は、第 2 項、第 3 項違反でございます。それから、2 番目の議員提案条例で附属機関ということについては、自治法上も知事、議員双方に議案の提案権はあるわけで、議員なら規定してはいけないというのは制限はございません。

舟橋委員 それは分かりました。最初申し上げた信頼性と安全性は、信頼性がどこかで担保されるような、信頼性が高まるような形の条例にできないかなという思いがあるのです。安全性は、当然、食品衛生法や薬事法とか様々な法律で過去か

ら規定されていますので、信頼性を醸成するための条例にならないかと思うと、この食品衛生法の第11条を受けて様々な自主回収や出荷制限の規定があるので、この第11条には偽装した場合も当然回収、出荷制限の範囲に入ると読めるのですね。

事務局（大森政策法務監） 出荷禁止については食品衛生法第11条ですが、自主回収の報告については食品衛生法すべてとなっていますので、別段これだけではないのですが、ただ、食品衛生法は先程申しましたように第19条で表示違反があるわけですが、今回赤福の件をこれでというご指摘はそのとおりでして、JAS法は別の法律で、今は食品衛生法とJAS法が並べて議論されていますが、元々、法律の性格、趣旨は全く異なるものでして、かたや食の安全について、もう一つは規格表示についてですから、私たちの能力不足もありますが、あの事件をこれでどうだというふうになれば確かにご指摘のとおりの限界といえますか、今回は食の安全に関する部分がこういった形で条例にするとそうならざるを得ないと思います。ですので、責務を謳い、行政、事業者だけではなく県民に入っていていただく中で、に第二節を置きましたけれども、その中でまた、行政に対して県民の方も事業者の方も施策を提案いただくというリスクコミュニケーションを発展させる中で、三重県らしく対応いただくぐらいかなと、直に効くのは何かと聞かれると何もなくて、そういう中で考えていただけるのではないかと返答しかできません。

舟橋委員 認証制度は、正副座長がつくられるときに、県として新たな認証制度を起こすイメージを思ってみえるのか、それとも今、農林はEマークをつくっていますね、ああいうものをうまく活用していくイメージを持ってつくられたのか。ああいうものを多くつくっても混乱を起こすだけだし、普及にも労力がかかります。座長案はどういうイメージですか。

日沖座長 そこまでまだ正直には、一度まだ組んでみただけですので、あとでご意見をいただければ次につなげていきます。

事務局（大森政策法務監） 今の点とは直接は関連していないかもしれませんが、各県とも条例の中で基本方針、基本計画を定める場合に、仮に4月施行となりますと、その時点では基本方針、基本計画が無いということになりますので、何県かの附則をみていただきますと、第何条に規定する基本方針については、何々の策定したこれをみなすという規定を置く場合も多いです。と申しますのは、こういった食の安全・安心という重要な規定が、仮に4月1日に施行し、定めるまで何もないという状態では何もできませんので、前回説明を受けた基本方針あるいは基本方針に基づく事業は、これに基づいたものと仮にみなして、その後必要の改正をしていってもらおうとかで、行政の連続性の担保は附則の中で謳い込めるということで、従いまして、結果、ぶら下がっている事業についても継続できるということは十分に考えられると思います。

舟橋委員 最後に、冒頭申しました安全性と信頼性が平行してスタートしていますので、もう少し信頼性の確保に向けた文言がどこかに匂ってこないかということをもた議論したいということ、それから、前回お願いしました見直し条項はまた入れていただくようお願いしたい。

事務局（大森政策法務監） 条例の骨子案ということですので、先程申しました、実施の施行期日をいつにするか、みなし規定をどうするか、見直し規定については、成案のときに附則の中にこれとこれということで議論いただくものと理解しています。

真弓委員 うまくつくられているかなと思いますが、何か見えてこないのは、元々問題になったのも表示の問題と、保健所が見抜けなかったということがあって、国の施策の問題だということになったんだけれども、結局、県として安全・信頼を担保する指導ができていなかったということが分かって、こういう条例案になってきたわけで、実際に食品関連事業者との関連は、県がどういうふうにしなればいけないと明確に書くというか、総則の4の県の責務に、「施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」と書いていますが、一体的にとか、何かそういう表現がないのかなという、本来の今度の条例検討の基になった県の体制そのものに関わってくる話がここに出てこない、前の基本法みたいな感じにこれもなってしまうのかとちょっと心配なので、いい文章があれば考えてほしいと思う。

それともう一つは、先程、今井委員が言われたように、公益通報者保護法という、こないだの当局との和菓子の関係の論議をしたものですが、他の業者に法の遵守の中でこのことをもっと入れ込む、あの時も言ったのですが、法があっても、実際に受け皿となる機関を設置している事業者はほとんど無きに等しいので、そこも法の遵守ということで入れたらどうか。それを書かなくてもこの中で読み取れるという思いでつくっていただいたのかなと。

事務局（大森政策法務監） 骨子について、再度ご説明をさせていただきますと、総則の3で基本理念を定めています。県民の健康の保護が最も大事だということ、関連する者は相互の理解と連携、それから食品の生産から消費に至る一連の行程それぞれで所要の措置が行われなければならない、この3つの基本理念というものが、県、事業者、県民もそれぞれが共有するものでございまして、それを基に県の責務ということはその理念を踏まえて、実現するというか、担保するために総合的に施策を策定し、実施する責務を有すると整理させていただいております。

食品関連事業者については、先程の話で申しますと、責務の一番目に関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有すると再掲の形で書いております。

県は、責務を具体的にどう果たすのかということで、それは基本方針を定めて総合的に果たします、その基本方針の中ではどういうことをやるかについて、基本的施策という中で、体制は一般的な体制のほかに、危機管理体制も整備すると

ということもございますし、事業者の取組の支援とともに、監視指導体制の強化ということで食品の生産から販売に至る一連の行程の各段階で、一貫した監視指導その他の必要な措置を講じるという形で整理をしておりますので、お答えにはならないかと思いますが、そういったことについてはそれぞれのところでまた再度書かれると考えています。総則の県の責務が一条ではないかということでございますが、書き振りとしては、基本理念を踏まえて県は責務を持っており、それがために基本方針を定め、その中で基本的施策として、これこれを定めてやっていく、さらにその下に実際の事業が行われるという体裁になっておりますということだけを再度説明させていただきます。

真弓委員 この条例をつくりますよね、すると条例は当然知事をしぼることになると思いますが、その点の当局とのすりあわせを今後この検討会ではどのようにやっていくのでしょうか。こちらは条例をつくるだけでいいのかなと疑問があります。

日沖座長 それは勿論、過程の中でやっていきます。今度執行部にも参加してもらいますし、一方的なものではあれなので、よくお互い協議しあいながら。

真弓委員 その時に執行部側から拒否権というのはできないのですね、条例をつくるのに当局がそこは困りますと言われても、議会の方で議決すれば条例ができるのか。

日沖座長 無茶なことはしない、真摯な中でのやりとりですので、極端なことにはならないと思いますが。

中川委員 今の真弓委員と関連しますが、県の責務ということで施策を総合的に策定し、同時に8の年次報告で、講じた施策に関する報告を提出すると書いてありますが、毎年こういう形で施策を出して検証する意味で白書的なものを出すのか。それから、もう一つは人材の育成ということで、の5ですが、専門的知識を有する人材の育成は大事なことだと思いますが、どんなことを想定しているのか。それから、4番目の出荷販売の禁止で、第2項は、農林水産物に該当する疑いがあるものという文言があるのですが、大変大事な文言だと思いますが、細則的なものはつくるのかどうか。

事務局（大森政策法務監） 年次報告につきましては、一般的に色々な場合に毎年一回知事が議会に報告されます。県政報告の形でされるのもありますし、何々についてという形もあります。今までのような形でその年度分の施策の実施状況を提出いただくのかなと想定で書かせていただいております。

中川委員 PLAN - DO - SEEがあるならば、SEEの部分になる。PLANは総合的に策定し、毎年あるものなのか。

事務局（大森政策法務監） まず最初に、基本方針というものが定められて、それに基づいて施策が講じられる。多分、年次別に分けられて複数年の計画に基づいてされるのだと思いますが、その当該年度分が毎年報告されるのだらうと考えます。一般的に議会に対してこれまで報告いただいているものと基本的に同じような形なのかなという気がします。

中川委員 毎年つくるということですね。

事務局（大森政策法務監） 人材の育成につきましては、一義的には行政の側で食品の安全・安心の監視指導に当たる者については、ともに、県だけではなく事業者、県民の中でも、こういったことに知識、造詣の深い方を養成というか入っていただく機会を設けるべきではないかという気がします。

出荷禁止につきましては、この条文で、形でございますが、実際にはこれの運用については知事部局の方でなされる訳ですが、内部的なものはつくられると思いますが、現状の1に、さらに規則までは考えていません。要は、販売が禁止されるような残留農薬が発見されたと、本当の例えの話ですが、例えば同じ所で生産されたもので市場に出たもので残留が確認されたものならば、同様の所で同様の方法で生育されているものについても、出荷間際ですとその可能性がかなり高いのかなという判断の下に、やられるのかなと、運用されるのかなと考えていますが、規則でもってというか薬品等については本法の方で詳しく何百種類にわたって残留量が明示されておりますので。

中川委員 今のところが一番大事なことだと思いますので、アバウトのままでいいのか、私はきちんとした、こういうことからこうなんだとマニュアル的なものがあったらいいのかなと思います。

事務局（大森政策法務監） 実際に条例が制定されますと、執行を運用されるのは知事部局の担当ですので、当然運用上のそういったものが策定されると思いますし、元々が科学的根拠を基に判断するわけですが、それ自体は食品衛生法の中で残留基準が詳細に規定されておりますので、それを基に運用されていくのだらうと思います。

中川委員 運用条項みたいなものをつくられるということですね。

事務局（大森政策法務監） 実際担当される執行部ですと、例えば今ですと、法令の運用のために色々なマニュアル的なものを持っていますので、仮にこの条例の所管室が決まれば、そこでもってそういったものの整理が多分されるのだらうと思いますが、あくまで執行される側でつくられるのだらうと。条例の中でそこまでの規定は技術的に困難ですので、この条例の中でも細部の部分はほとんどは規則に委任するという形で、規則は知事が定められますので、知事の方で規則を定

められて、さらに規則でもって定める限界については、そういった形でさらに実務的な運営要綱的なもの、事務の参考資料になるものをつくれるのだと思います。

中川委員 つくるということで、分かりました。

日沖座長 叩き台についての質疑はございませんか。次回もまだ協議していただく機会がございますので、もう既にご意見とか条例に盛り込む要望の意味も含めた意見をいただいておりますが、次に向けてご意見がございましたらお聞かせいただきたい。

藤田委員 基本理念ですが、もう一つ加えていただけないかと思います。安全・安心な食品の生産・供給を県として拡大していくという観点を入れておいていただくと、最後の方の食育のところでは指摘されているところとの関連でもっと明確になるのかなと、お考えいただけないかと思います。

中村委員 - 1 の出荷販売の禁止の関係で、食品衛生法第 11 条第 2 項、第 3 項の規定による販売の禁止となっておりますが、それ以外の例えば、二枚貝のアサリなどで、5 月頃に貝毒が結構発生しますが、そういった場合の出荷販売の禁止というのはこの中に含まれるのか、他のところに出てくるのか教えていただきたい。

事務局（大森政策法務監） 必ずしも該当するか分かりませんが、食品衛生法第 6 条あたりから色々な場合の販売の禁止があり、例えば第 6 条では有毒な物質が含まれ、病原微生物に汚染されとか色々な規定があります。

中村委員 食品衛生法上、例えば、体が痺れる麻痺製の貝毒ですと、4 マウスユニットというのですか、そのようなことがどこかに載っていると思います。それ以上になった場合は当然販売禁止になると思います。そういうことがこの条例の中でどこに出てくるのか。もう一つは、そういうことが起こった場合に出荷販売のところの後段の安全性が確認された後でなければならぬという場合に、海域によって随分違うと思いますし、そのへんがちょっと気になると思います。

事務局（大森政策法務監） 今ご指摘いただいたものは、この条例では対象にならないと思います。骨子の他の部分からも直接は無いわけで、そのところは広く監視指導体制の強化の中、食品等の生産から販売に至る中で、この条例のほかにも色々な法律や条例、規則があるわけで、それらを有機連携的に使用して不測の事態を招かないように、より県の検査指導を徹底していただくことになろうかと思えます。あくまで規制条項ですので限定列挙して、こういう場合としていますが、少なくとも貝毒については、食品衛生法の第 11 条は当たらないのだろうと思います。

中村委員 分かりました。これはあくまで、農薬の残留の関係と医薬品の関係に限っているということですね。

日沖座長 ありがとうございます。骨子案についての議論は、本日は、ここまでとさせていただきます。冒頭に申し上げましたが、この骨子案につきましては、次回、執行部からも意見を聴取いたします。これまでに、本県議会は、多くの議員提案による各種条例の制定に取り組んでまいりましたが、規制条例に取り組むことは、今回が初めてでございます。規制条項につきましては、これを的確に運用してこそ、条例の目的が果たせるものでございますが、条例が有効かつ効果的に運用されるためには、条例制定後において、これを所管する執行部の意見を可能な限り斟酌する必要があるものと考えております。また、各委員から、再度、ご意見をいただきます。それらを踏まえまして、必要な修正を行い、条例素案といたしたいと考えております。

そこで、お願いがございまして、ご意見がございましたならば、また、可能であれば、次回の第5回検討会は、1月25日(金)10時からですので、その前日までに書面にして、事務局へお届けいただけますと、ありがたいと考えております。

本日、いただきましたご意見も改めて書面にしていただけますと、ありがたいと思いますので、同様に事務局へお届けいただくようお願い申し上げます。書面の体裁等は問いませんので、よろしく願いいたします。

また、これも冒頭に申し上げましたが、今月末には、条例素案をご決定いただくことになっております。また、その後、直ちにパブリックコメントを実施したいとも考えておりますので、各委員におかれましては、所属会派の同僚議員の皆様へも、その旨を周知いただきますようお願い申し上げます。

このため、本日の資料につきましては、近日中に全議員へ配布するようにいたします。次回は、1月25日でございます。本日は、以上で閉会いたします。

以上